

移住支援金

最大 **100** 万円

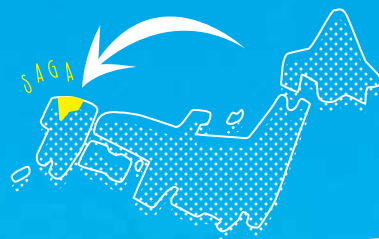
支給
します！

東京圏からの移住なら

さらに
子育て世帯
18歳未満の子1人につき
最大**100万円**加算！

単身:60万円／世帯:100万円

空が広い佐賀県に
移住しませんか？



2026年12月31日まで※

佐賀県
独自！

東京23区内在住または
東京圏*から東京23区内へ通勤していた方
* 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた地域

地方創生移住支援事業

単身:60万円／世帯:100万円

さらに子育て世帯18歳未満の子1人につき最大**100万円**加算！

詳細、申請方法は
佐賀県ホームページを
ご確認ください。



or

佐賀県外在住で
18歳未満の世帯員と移住される方
または転入時59歳以下の方

未来につなぐさが移住支援事業

単身:60万円／世帯:100万円

※2025年4月1日から2026年12月31日までの期間に転入し、
2026年12月31日までに全ての要件を満たした方が対象となります。
なお、申請は2027年1月31日までに移住先の市町へ行う必要があります。

詳細、申請方法は
佐賀県ホームページを
ご確認ください。



移住先の市町によって、制度の有無・開始時期・条件が異なります。必ず事前に移住先の市町にお問い合わせください。

写真提供:佐賀県観光連盟

佐賀県移住支援室(さが移住サポートデスク)

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新館1階

TEL 0952-25-7393 E-mail sagaiju@pref.saga.lg.jp

佐賀でのお仕事や暮らしの相談も受け付けています。
さが移住サポートデスクへお気軽にご相談ください

地方創生移住支援事業

東京圏*から佐賀県への 移住・就業等を支援します

*埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた地域



移住支援金の主な要件

※2026年4月1日現在

※移住先の市町によって制度の有無、開始時期、条件が異なります。必ず事前に移住先の市町にお問い合わせください。
※各市町のお問い合わせ先・制度の詳細は佐賀県ホームページをご確認ください。

次の(ア)・(イ)いずれにも該当する移住であることが必要です。

(ア)移住元の要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、「東京23区内に在住」又は「東京圏*に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと
- 住民票を移す直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住」又は「東京圏*に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと

*埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた地域

※住民票除票の写しを提出していただき、移住元の在住地・在住期間を確認します。

(イ)移住先の要件

- 申請時において、転入後1年以内であること
- 転入先の市町に、申請日から5年以上継続して居住する意があること
- 以下①～⑤のいずれかに該当すること

①就職(一般)

- 佐賀県が運営する就職マッチングサイト「さがジョブナビ」に掲載された移住支援金の対象求人就業したこと
- 求人への応募日が、「さがジョブナビ」への求人掲載期間中であること
- 週20時間以上の無期雇用契約であること
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

②就職(専門人材)

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと
- 週20時間以上の無期雇用契約であること
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

③テレワーク

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住したこと
- 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- 移住先でテレワークにより勤務することとし、週20時間以上テレワークを実施すること
- 地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと

④市町が定める関係人口

- 市町や地域の人々と関わりを有する方(関係人口)のうち、市町が個別に設定した要件に該当すること(市町によって制度の有無・内容が異なりますので、移住先の市町にお問い合わせください)

⑤起業

- 佐賀県が行う地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること

2026年12月31日まで

未来につながる移住支援事業

佐賀県
独自!

佐賀県外から佐賀県への 移住・就業等を支援します



次の(ア)・(イ)いずれにも該当する移住であることが必要です。

(ア)移住元の要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、佐賀県外に在住していたこと
 - 住民票を移す直前に連続して1年以上、佐賀県外に在住していたこと
- ※住民票除票の写しを提出していただき、移住元の在住地・在住期間を確認します。

(イ)移住先の要件

- 2025年4月1日から2026年12月31日までの期間に転入し、2026年12月31日までに全ての要件を満たすこと
- 申請時において、転入後1年以内であること
- ※ただし、転入後1年以内であっても、2026年12月31日までに全ての要件を満たし、2027年1月31日までに移住先の市町へ申請する必要がある
- 転入先の市町に、申請日から5年以上継続して居住する意があること
- 以下の要件のいずれかに該当すること

<子育て世帯要件>

①～④のいずれかに該当し、18歳未満の世帯員を帯同して移住すること

①就職

- 佐賀県が運営する就職マッチングサイト「さがジョブナビ」に掲載された移住支援金の対象求人就業したこと
- 求人への応募日が、「さがジョブナビ」への求人掲載期間中であること
- 週20時間以上の無期雇用契約であること
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

②起業

- 佐賀県が行う地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること

③農林漁業

- 県と市町が定める人材確保支援策を活用して就業したこと
- または就業のための研修を開始したこと

④空き家の活用

- 空き家バンク制度を活用し、居住する目的で空き家を取得したこと

<重点分野の担い手要件>

⑤または⑥のいずれかに該当し、転入時の年齢が59歳以下であること

⑤伝統工芸等

- 以下のいずれかに該当すること
- 伝統工芸品等の製造を主たる業務とする事業者(県内に限る)に技術職・技能職として就業したことまたは新たに開業し、製作・生産を行う者であること
- 上記を目的として、佐賀県産業技術センターが実施する産業人材育成研修事業一般研修の受講を開始したこと

⑥スポーツ振興

- 佐賀県SSPアスリートジョブサポート企業(法人)に就業したこと
- 県が定める人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること

…など、この他にも要件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

佐賀県移住支援室 (さが移住サポートデスク)

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館1階

TEL 0952-25-7393 E-mail sagaiju@pref.saga.lg.jp

申請・お問い合わせは 移住先の各市町へ

実施市町はホームページでご確認ください。

東京圏の方

地方創生
移住支援事業



佐賀県外の方

未来につながる
移住支援事業

